

苫小牧市再生可能エネルギー基本戦略策定業務  
仕様書

令和3年8月

苫小牧市

## 1 業務名

苫小牧市再生可能エネルギー基本戦略策定業務

## 2 委託期間

契約締結日から令和4年1月19日まで

## 3 業務の目的

本市は、製紙や石油精製、自動車関連産業をはじめとしたものづくり産業の集積地であることに加え、広大な敷地を有する工業団地と苫小牧港をはじめとする物流拠点やエネルギー供給基地としての機能を有しており、近年は、太陽光発電所やバイオマス発電所など、再生可能エネルギーの集積も進んでいる。

また、本市においては、国内初となるCCS大規模実証試験が国家プロジェクトとして行われている他、CO2船舶輸送実証や当該実証試験設備を活用したカーボンリサイクル、カーボンリサイクルを活用した産業間連携等の新たなCCUSプロジェクトの実施に向けた検討も行われているところである。

一方、本市においては、「苫小牧CCUS・カーボンリサイクル促進協議会」や「苫小牧水素プロジェクト会議」を設立し、地元企業や関係団体等との連携のもと、実証プロジェクトの誘致、地元理解促進や脱炭素社会実現に向けた機運醸成の活動など、取り組みを進めてきたところである。

「2050年カーボンニュートラル」に向けた動きが加速化する中、地域の脱炭素化と産業振興の両立は重要な課題であり、苫小牧の優位性を活かし、「環境と産業が共生する持続可能な都市」の実現に向け、再生可能エネルギーや水素、CCUS等の脱炭素技術や既存の実証試験プロジェクト等を活用し、新たな産業誘致、雇用創出など、地域の脱炭素化を図りながら地域経済の活性化に取り組む必要がある。

本業務は、こうした実情を踏まえ、本市における地域の脱炭素化と産業振興の両立に向けて重要な基盤となる再生可能エネルギー導入について、現状や課題等を整理し、導入目標や取り組むべき項目等を検討し、実現に向けたロードマップを策定することを目的とする。

## 4 業務の内容

### (1) 現状分析

#### 1-1：背景・目的等の整理

再生可能エネルギー基本戦略の策定に当たって、世界的及び国家的な視点、苫小牧市独自の視点からの背景と、苫小牧市における戦略策定の必要性と目的、上位計画との整合性について整理すること。

#### 1-2：地域概況調査

苫小牧市の再生可能エネルギーに係る地域特性を把握するために必要となる基礎的事項を整理すること。

- (例)・気象条件(日照、風況、気温等)
- ・土地利用、森林資源、人口推移
  - ・ごみ、水道、下水道の整備状況
  - ・産業の状況(製造業、商業、農林水産業等)
  - ・再生可能エネルギーの導入状況 等

#### 1-3: エネルギー需給と温室効果ガス排出量

各種統計情報や当市に立地する主要な企業の燃料・電力等のエネルギー消費量等を調査し、実態に即した評価手法を開発し、市全体の温室効果ガス排出量を推計すること。なお、推計に際しては市の人口や気候、産業構造等の地域特性を踏まえて分析を行い、セクター別・産業別に整理すること。

#### 1-4: 森林による温室効果ガス吸収量

各種統計情報等を調査し、当市の区域内にある森林による温室効果ガス吸収量および蓄積変化を推計すること。

#### 1-5: 再生可能エネルギー賦存量・利用可能量の推計

1-2~1-4で整理した現状分析結果を踏まえて、再生可能エネルギー全般について、賦存量及び利用可能量を再生可能エネルギー種別ごとに推計すること。

### (2) 再生可能エネルギー導入目標設定

#### 2-1: 将来の温室効果ガス排出量推計

人口動態の変化、GDP成長などの経済指標に加えて、将来想定される運輸セクターの電化などのエネルギー構造変化や、省エネ性能向上などを想定し、2050年における温室効果ガス排出量について、考えられる複数のシナリオを想定し、1-3と同様の手法で算出すること。

#### 2-2: 脱炭素シナリオ作成

家庭、産業、業務、運輸等のセクターごとに、脱炭素化のために必要とされる再生可能エネルギーや水素エネルギー、CCUS、森林吸収等の様々な手段を検討し、有効な手段を組み合わせた場合の温室効果ガス削減量を評価し、シナリオを作成すること。

#### 2-3: 再生可能エネルギー導入目標設定

上記シナリオにおける再生可能エネルギーの必要量を推計し、導入目標を設定すること。推計にあたっては、(1)の現状分析結果や、法規制・条例による土地制約、環境条件などを考慮すること。

### (3) 戦略策定

#### 3-1：再生可能エネルギー導入施策の立案

(2)で示した再生可能エネルギー導入目標を実現するための方法について、想定される課題の抽出を行い、具体的な導入施策や導入プロジェクトを立案すること。なお、具体案については、当市の地域特性や産業構造等を踏まえ、当市の産業振興や雇用創出に資するものとなるよう検討し、導入による地域への経済的・社会的効果についても試算すること。

#### 3-2：再生可能エネルギー導入に向けたロードマップの策定

2-3で設定した再生可能エネルギーの導入目標及び3-1で示した導入施策案及びプロジェクト案等に基づき、実現に向けたロードマップを策定すること。

### (4) ヒアリング・委員会等の実施

業務内容(1)～(3)に関する検討においては、市内の主要企業や国内の学識経験者等へのヒアリングの実施や、市内の主要企業及び国内の学識経験者等を招致した委員会等を開催し、得られた意見を導入施策へ反映すること。

### (5) 中間報告及び結果報告について

業務の内容に関して中間報告及び結果報告を行うこととし、報告の時期等については、業務委託締結後に市と受託者において協議のうえ決定するものとする。

## 5 成果品

(1) 上記4(1)～(5)で実施した調査等について、調査結果報告書を作成し納品すること。

(2) データや図表、イラスト、写真を盛り込み、市民や事業者にとって分かりやすいものとなるよう工夫すること。

(3) 成果品の仕様については下記のとおりとする。

① 調査結果報告書：A4版

② 調査結果報告書概要版：A4版、4ページ程度

③ その他データ：調査結果及び活用したデータ等、一式

※温室効果ガス排出量、エネルギー消費量や森林吸収量の算定方法や根拠等、市と協議の上決定

④ 納品形式：電子データ（上記を記録したCD-R等の電子記憶媒体）

## 6 委託上限額

9,999,000円を上限とする（消費税10%相当額を積算した金額を含む）。

## 7 実施上の注意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、苫小牧市と十分に打合せを行い、市の承認の上行うこと。
- (2) 業務内容については、業務仕様書の内容を基本とするが、本業務の実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、市から受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (3) 各種調査検討に当たっては、国及び北海道における2050年カーボンニュートラルや再生可能エネルギーに関連する政策や方針と整合を図ること。
- (4) 必要に応じて、市等が主催する以下の脱炭素に関連する会議体等に出席し、業務内容に関する説明及び報告を行い、合意形成を図ること。
  - ア 苫小牧水素エネルギープロジェクト会議
  - イ 苫小牧CCUS・カーボンリサイクル促進協議会
  - ウ 新たに脱炭素関連の会議体が設立された場合は当該会議体も含む

## 8 その他特記事項

### (1) 再委託等の制限

受託者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、専門的技術等を必要とする業務においては、提案書へ記載するか、事前に書面にて報告し、苫小牧市の承諾を得たときは、この限りではない。その場合、主たる部分又は合計額の50%をこえるものを第三者に再委託又は請け負わせてはならない。

### (2) 業務責任者等

業務の円滑な進捗を図るため、受託者は、あらかじめ業務を実施する職員及び業務責任者を選任し、その氏名等を苫小牧市に通知するものとし、当該職員等を交替させる場合も同様とする。

また、業務責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。

### (3) 守秘義務及び個人情報の取扱い

ア 受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

イ 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、苫小牧市個人情報保護条例（平成7年条例第2号）を遵守するとともに、契約時に定める「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

### (4) 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法等その他関連法令を遵守すること。

(5) 成果等の帰属について

ア 業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む。）等については、苫小牧市に帰属するものとし、苫小牧市の承諾を得ないで、他に使用しあるいは公表してはならない。

イ 受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様等を使用するときは、その使用等に関する一切の責任を負わなければならない。

(6) 損害賠償と事故報告

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負う。なお、事故等が発生した場合は、本市に経過・発生原因等を速やかに報告し、苫小牧市の指示に従うものとする。

(7) 各種助成金、補助金等との併給

業務を行う受託者に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金との併給はできないものとし、また、その他の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金額等を委託費から減額するものとする。

(8) 委託費の返還等

ア 本業務以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた受託者に対しては、委託費の全部又は一部を返還させる。

イ 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき、完了する見込みがないと苫小牧市が認めるとき、又は委託業務の目的が達成できないときは、委託契約の一部若しくは全部を解除し、委託料を支払わないこと、又は既に委託料を支払っている場合は、委託料の一部若しくは全部を返還させ、若しくは損害賠償等を求めることがあるので、十分留意すること。